

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

問合せ先：ハローワーク

助成金の概要

既卒者トライアル求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークを通じ、原則3ヵ月間の有期雇用として雇入れ、その後正規雇用した事業主に助成。

■既卒者トライアル求人とは、中学・高校・大学（大学院、短大を含む）、専修学校等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、正規雇用を視野に入れた3ヵ月以内の有期雇用契約を行う求人のこと

■正規雇用とは、期間の定めのない雇用契約であって、週所定労働時間が通常の労働者と同程度あり、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合（週所定労働時間が30時間未満を除く）のこと

■対象となる3年以内既卒者

①平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定（平成22年度の新規学卒者については、卒業日以降に本制度を利用できる）

②卒業後安定した職業に就いた経験がない（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない）

③40歳未満

④ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者

受給金額

有期雇用期間（原則3ヵ月）	正規雇用
対象者1人につき月額10万円 （最大30万円）	対象者1人につき50万円 （雇入れから3ヵ月経過後に支給）

■対象者が正規雇用に移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となる。

主な受給要件

①ハローワークまたは新卒応援ハローワークを通じ対象者を雇入れた事業主であること。

②ハローワークまたは新卒応援ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと。

③雇用保険の適用事業主であること。

④既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6ヵ月前の日から既卒者トライアル雇用を終了した日までの間に、事業所において雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等していないこと。

⑤既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6ヵ月前の日から既卒者トライアル雇用を終了した日までの間に、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が、3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと。